

119番への虚報電話は犯罪です！

「火事や〜」「救急車や〜」の119番通報により消防車や救急車が出動したものの、現場に行ってもそれらしい状況が確認できない。またか〜〜〜！

最近このようなイタズラが多く発生しています！



火事や〜救急車や〜



● 119番へ虚報電話すると

消防法第44条第20号の規定により「火災発生の虚偽の通報又は傷病者に係る虚偽の通報をした者は30万円以下の罰金又は拘留に処する。」と定められています。

119番通報に対応している宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターには、災害時における発生場所を把握するため、電話の発信元を特定するシステムが備わっています。

● 119番は「命」にかかわる大切な電話です

あなたの軽い気持ちでしたイタズラにより、消防車や救急車が出動すると、本当に助けを求めている現場への出動を遅らせることとなります。時には人命に関わることにもなりかねませんので、絶対にいたずらによる119番通報はしない（させない）でください。

● テレホンガイドを活用しよう

「今のサイレンなに〜」「病院どっかないの」などの問い合わせも数多く119番通報されます。このような問い合わせに対応するテレホンガイドがありますので、こちらを利用するようにご協力ください。

【テレホンガイド（救急医療機関情報、災害情報）】

0797-73-1119（24時間対応）



【お問い合わせ】

宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センター

TEL 0797-77-0119

FAX 0797-73-0199